建築指導課決裁平成23年6月21日

地区計画区域内の「沿道サービス地区」における,「共同住宅(事務所,<u>店舗その他</u>これに類する用途に供する部分を有するものを除く。)」の取り扱いについて

沿道サービス地区の土地利用の方針

幹線道路沿いに,街並みに配慮した<u>沿道サービス型の商業業務施設等</u>を誘導する。

(沿道サービス地区は,近隣商業地域との組み合わせとなっている。)

その他これに類する用途

商業業務系の用途を類する用途とする。具体的な例としては,法別表第二に列記されているものを準用し,以下に掲げるものとする。

なお,以下に掲げるもの以外の商業業務系の用途については,別途個別に判断する こととする。

日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店

理髪店,美容院,クリーニング取次店,質屋,貸衣装屋,貸本屋その他これらに 類するサービス業を営む店舗

洋服店, 畳屋, 建具屋, 自転車屋, 家庭電器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗

自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋,米屋,豆腐屋,菓子屋その他これらに類するもの

学習塾,華道教室,囲碁教室その他これらに類する施設

美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房

物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販を行うものを除く。)又は飲食店

銀行の支店,損害保険代理店,宅地建物取引業を営む店舗その他これら類するサービス業を営む店舗

その他の留意事項

商業業務系の用途が共同住宅の一部に併設されていれば,商業業務系以外の用途が 併設されていてもよいとする。<u>また,商業業務系の用途は一階部分になくてもよい。</u>

具体的な相談事例

萱丸地区における「沿道サービス地区」において,共同住宅に有料老人ホームを併設したものは建築できるか。

【回答】有料老人ホームは商業業務系の用途でないため,店舗その他これに類する用途に該当せず建築することはできない。